

行政不服審査法：関係条文（抜粋）

§ 14 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内になしなければならない。

§ 22 審査庁は、審査請求を受理したときは審査請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

§ 22 処分庁から弁明書の提出があったときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

§ 23 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。

§ 25 審査請求の審理は、書面による。都計法 § 50 に従う。

§ 40 審査庁の裁決 右図参照。

§ 41 裁決は、書面で行い、かつ理由を附し、審査庁がこれに記名押印しなければならない。

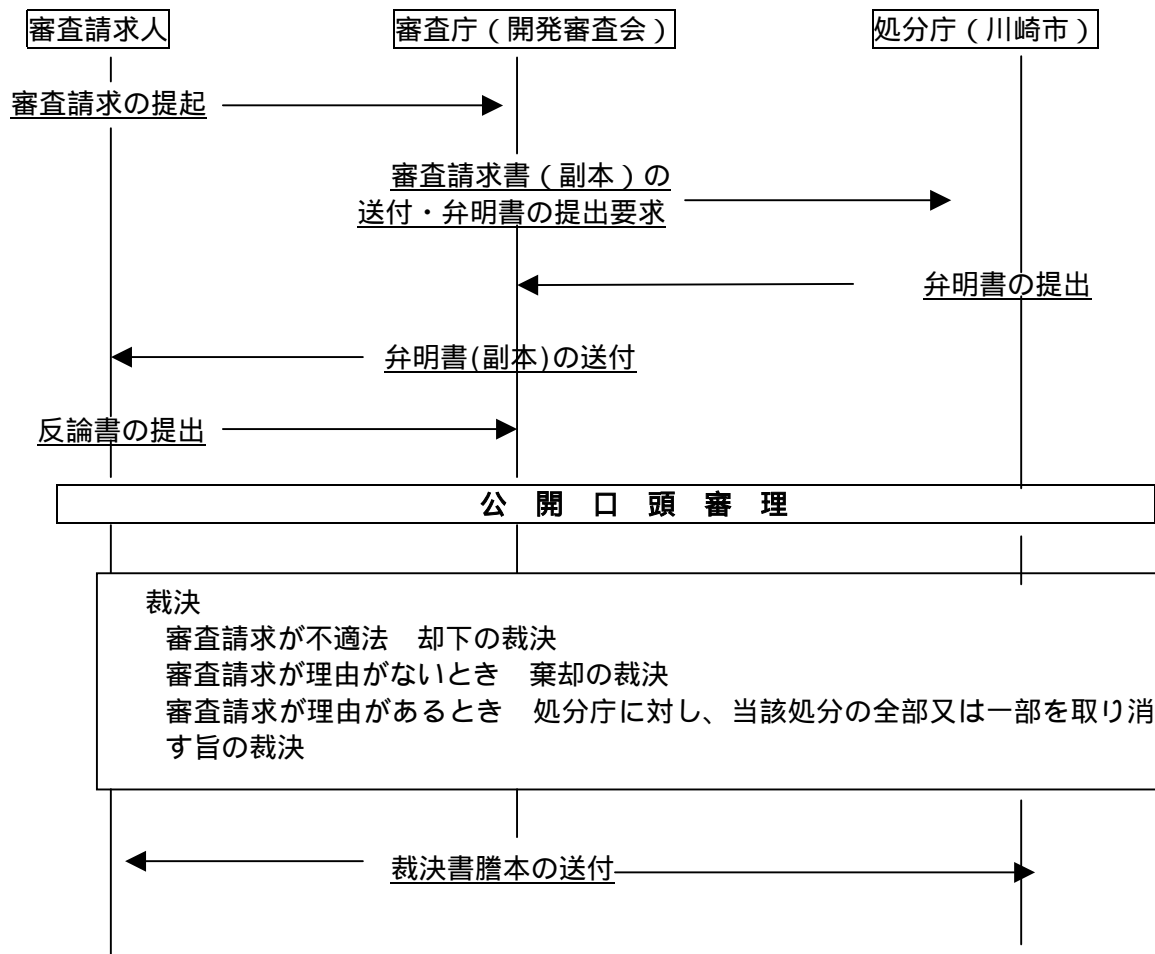
§ 42 裁決は、審査請求人に送達することによって、その効力を生ずる。

§ 42 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによって行う。

§ 42 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

§ 39 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

開発審査会への審査請求フロー



〔注〕裁決があるまでは審査請求は取下げ可能

都市計画法：関係条文（抜粋）

§ 50 第 29 条～の規定に基づく処分に対する不服がある者は、開発審査会に対して審査請求をすることができる。

§ 50 開発審査会は、裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。